

石西礁湖自然再生協議会規約の変更点

石西礁湖自然再生協議会規約については、改案において下表のとおり変更されておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

【改正のポイント（改正理由）】 ※なお条番号は改正案によるもの。

○第6条第3項

現行規約で規定のない、委員の任期の自動更新を明確化するもの。

○第6条第4項及び第5項

現行規約で規定のない、協議会への新規で参加を希望する方の承認手続きを明確化するもの。

○第7条

任期途中で協議会へ参加する方の承認手続きを整理するもの。

○第10条第4項

現行規約で規定のない、会長及び副会長の任期と、次期会長及び副会長が決定するまではその時点での会長及び副会長が引き続きその役割を担うことを明確化するもの。

○第11条第1項

現行規約で規定のない、協議会の定足数を規定し、また団体委員及びオンラインでの参加者の取扱いを明確化するもの。

○第11条第2項

協議会における議案の議決方法を明確化するもの。

○第11条第6項

ワーキンググループの位置付け及び設置手続きについて規定するもの。

○第11条第7項

現行規約で規定のない、協議会を書面にて開催する場合の手続きを規定するもの。

○第12条第6項

部会におけるオブザーバーの参加手続きについて明確化するもの。これまでは協議会において認められたオブザーバーは自動的に部会にも参加できることとなっていたが、部会は協議会よりより専門的事項について協議する場であり、オブザーバーを参加させる際は、協議会とは別に、その都度部会にてオブザーバーの参加承認手続きを経ることが望ましい。

○第12条第8項

現行規約で規定のない、部会長及び副部会長の任期と、次期部会長及び副部会長が決定するまではその時点での部会長及び副部会長が引き続きその役割を担うことを明確化するもの。

※ このほか、第 16 回協議会において、規約の第 7 章補足における「支援者」にかかる条項の追記及び「寄付金等」にかかる条項の削除が決定されていたにもかかわらず、当該決定事項を反映していない古い規約のまま今日まで運用していたことが判明しました。今回の改正に併せて第 16 回協議会に定める決定事項を反映いたします。前回規約改正時の作業において事務局で不備がありましたことを、深くお詫び申し上げます。

現行	改案
<p>第1章 総則 (設置)〔略〕</p> <p>(名称) 第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。</p> <p>(対象区域)〔略〕</p> <p>第2章 目的及び協議会所掌事務 (目的)〔略〕</p> <p>(所掌事務)〔略〕</p> <p>第3章 構成 (構成) 第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 自然再生事業を実施しようとする者 (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者</p>	<p>第1章 総則 (設置)〔略〕</p> <p>(名称) 第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下、「協議会」と称する。）という。</p> <p>(対象区域)〔略〕</p> <p>第2章 目的及び協議会所掌事務 (目的)〔略〕</p> <p>(所掌事務)〔略〕</p> <p>第3章 構成 (構成) 第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 自然再生事業を実施しようとする者 (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者</p>

(3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

〔新設〕

(途中参加委員)

第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

3 委員の任期は2年間とする。ただし、辞任及び解任の他第8条で定める委員資格の喪失に該当する場合並びに任期の終了時に任期を更新しない申し出があった場合を除き、任期は自動的に更新されるものとする。 なお、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

4 2年毎に新規参加委員を公募するものとする。

5 前項で定める公募に応募した者は、第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、新たに委員となることができる。ただし、新たに委員になった者の任期の開始日は、当年4月1日に遡るものとする。

(途中参加委員)

第7条 前条第1項に定める協議会委員から推薦された者は、前条第3項で定める任期の途中であっても、第14条に定める運営事務局に対し委員になりたい旨の意思表示を行い、かつ第11条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、新たに委員となることができる。ただし、任期の途中で委員となった者の任期は、前条第3項で定める委員の残任期間とする。

- 2 新たに委員となろうとする者が、第 14 条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第 3 項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失) 〔略〕

(辞任及び解任)

第 9 条 辞任しようとする者は、第 14 条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第 11 条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第 4 章 会長及び副会長

2 〔削除〕

3 〔削除〕

(委員資格の喪失) 〔略〕

(辞任及び解任)

第 9 条 辞任しようとする者は、第 14 条で定める運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会は、協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法で定める自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合は、第 11 条で定める協議会の会議の出席委員の過半数の過半数の賛成議決を得て、委員を解任することができる。
- 3 前項の解任をするにあたっては、解任の議決をする前に、解任されようとする者に対し、第 11 条で定める協議会の会議において、弁明する機会を与えなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会の会議に出席しない場合はその限りではない。

第 4 章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第 10 条 協議会に会長を 1 名、副会長を 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 〔新設〕

第 5 章 会議及び部会

(協議会の会議)

第 11 条 協議会の会議は、会長が召集する。

〔新設〕

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外

(会長及び副会長)

第 10 条 協議会に会長を 1 名、副会長を 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は 2 年間とする。ただし、第 11 条で定める協議会の会議において次期会長及び副会長が決定するまではその任を継続するものとする。

第 5 章 会議及び部会

(協議会の会議)

第 11 条 協議会の会議は、会長が召集する。協議会委員の 4 分の 1 以上の委員の出席をもって、会議は定足数を満たしたものとする。なお、団体委員は 1 団体あたり 1 委員と数えることとし、また、オンラインでの参加等会議中は概ね意思疎通を図ることができる者は、会議に出席したものとみなす。

- 2 協議会の会議における議案の成立については、この規約に定めるものの他、協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得た場合に、協議会の会議において成立したものとする。
- 3 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合は、協議会の会議に委員以

の者の出席を要請することができる。

- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

〔新設〕

〔新設〕

(部会)

- 第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。
- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。

外の者の出席を要請することができる。

- 5 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合又は、第6条で定める協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項で定める協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得た場合、第18条で定める細則の定めるところにより、協議会の下に部会を設置し、部会に対し専門的協議を要請することができる。

- 6 委員は必要に応じ、協議会の会議の出席委員の過半数の賛成を得て、特定の事項について検討するためワーキンググループを設置することができる。

- 7 協議会の会議は、書面で開催することが合理的であると認められる場合に限り、会長及び副会長の合意をもって、書面で開催することができる。この場合、協議会委員は書面で議案に対する賛否及び意見を提出することとし、提出された書面の総数の過半数の賛成を得られた場合に、当該議案は成立したものとする。なお、提出された書面総数が協議会委員の4分の1の数に満たない場合は、会議は不成立とする。

(部会)

- 第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を前条で定める協議会の会議に報告する。
- 2 協議会委員は部会に所属することができる。

3 部会に部会長及び副部会長を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。

5 部会は部会長の召集により開催される。

〔新設〕

6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

〔新設〕

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、WEBサイト等で公開する。

3 部会に部会長及び副部会長を各1名置き、協議会委員の互選により選出する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。

5 部会は部会長の召集により開催される。

6 部会の協議事項との関わりが深く、部会に出席が必要とされる者は、当該部会の出席委員の過半数の賛成を得て、オブザーバーとして当該部会に参加することができる。

7 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することが必要と認める場合は、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

8 部会長及び副部会長の任期は2年間とする。ただし、協議会において次期部会長及び副部会長が決定するまではその任を継続するものとする。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護又は個人情報の保護にあたり支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会の会議及び部会を開催にあたっては、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護又は個人情報の保護にあたり支障のある場合を除き、WEBサイト等で公開する。

4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てWEBサイト等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局) 〔略〕

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(支援者) ※第16回協議会において追記することが決定されていたが、前回規約改正時に反映していなかったものを反映する。

(寄付金等) ※第16回協議会において削除することが決定されていたが、前回規約改正時に反映していなかったものを反映する。

4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨を取りまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てWEBサイト等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局) 〔略〕

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条で定める協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13条で定める協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(支援者)

第16条 協議会は、協議会及び同委員の活動の広報のため、著名人や団体等を支援者(サンゴサポーター)とすることができる。

(運営細則) 〔略〕

(運営細則) 〔略〕

(規約改正) 〔略〕

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

平成20年10月24日 一部改正

平成27年1月23日 一部改正

平成30年7月7日 一部改正

令和元年6月29日 一部改正

(規約改正) 〔略〕

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

平成20年10月24日 一部改正

平成27年1月23日 一部改正

平成30年7月7日 一部改正

令和元年6月29日 一部改正

令和2年月日 一部改正